

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
1	参加資格・申請書類	現地見学会について、申請予定者は「原則参加」とありますが、「必須」でないのはなぜでしょうか。「原則」である意図（どんなケースを想定しているのか）をお示しください。	現地見学会は施設の状況を理解いただくため、参加を原則としています。ただし、やむを得ない事情により参加できない場合も想定されることから、参加を応募要件とはしていません。なお、応募に当たっては施設状況等を十分確認の上で提案してください。
2	参加資格・申請書類	現地見学会はあくまで見学を目的としており、質問がある場合は別途期限までに提出し、回答を得るとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。現地見学会は施設見学を目的としており、募集要項に定める質問受付期間中に提出された質問について回答します。
3	参加資格・申請書類	指定管理者が行う業務の範囲について、（１）使用許可等（２）利用料金の徴収等の遂行にあたって、再委託先の人員にその一部を担わせることは可能でしょうか。	使用許可等及び利用料金の徴収等は指定管理者の業務ですが、受付業務等の一部を再委託先従事者が従事することは可能です。ただし、業務の一括再委託はできません。また、最終的な責任は指定管理者が負うものとします。
4	参加資格・申請書類	共同事業体での参加の場合、構成される団体すべてが町の「物品・役務競争入札参加資格」に役務として登録されている必要がありますでしょうか。	共同事業体の場合は、代表団体が募集要項に定める参加資格を満たしている必要があります。構成員全てについて町の物品・役務競争入札参加資格登録を必須とはしていません。
5	参加資格・申請書類	同種施設の管理運営実績として、国、地方公共団体、又はこれらに準ずる団体とは民間を含まないという理解で良いでしょうか。又、施設管理及び文化芸術事業の企画運営実績を、現在有しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「国、地方公共団体、又はこれらに準ずる団体」には民間事業者が所有・発注する施設は含みません。また、施設管理及び文化芸術事業の企画運営実績は、過去の実績として有していれば差し支えありません。
6	参加資格・申請書類	提出書類は両面印刷でよろしいでしょうか。	両面印刷で差し支えありません。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
7	参加資格・申請書類	様式第1号について、注意書きには「太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第2項に掲げる書類を添付する」とあり、同規則第2条第2項には、指定管理者指定申請書に添付する書類として「事業計画書（前年度事業報告書を含む。）」および「収支計算書（前年度決算書を含む。）」とあります。これらの書類は、第1回申請書類で提出が求められているものと一部異なります。弊社においては「事業計画書」「事業報告書」「貸借対照表」「損益計算書」はそれぞれ別物であり、提出が必要な年数も異なることから、正確な必要書類はどれが何年分なのか再度お示しください。	提出書類については、募集要項に記載しているものを正とします。様式第1号の注意書きは、指定管理者指定申請に係る根拠規定を示したものです。今回の公募においては募集要項に記載する書類のみ提出してください。したがって、前年度事業報告書及び前年度決算書の提出は不要です。提出対象書類及び提出対象年度については募集要項の記載によるものとします。
8	参加資格・申請書類	様式第1号の役員(理事等)は、様式第3号の役員等構成と同内容で宜しいでしょうか。	様式第1号の役員（理事等）と様式第3号の役員等構成は、同一内容を記載して差し支えありません。
9	参加資格・申請書類	様式第1号の役員(理事等)、予算の概要、事業の執行体制ですが、具体的な記載例をご教示ください。	様式第1号について特定の記載例はありません。団体概要が分かるよう、役員構成、予算概要、事業執行体制を記載してください。
10	参加資格・申請書類	様式第3号の組織体制につきまして、役員等構成や同種施設実績と同様に、別添は可能でしょうか。	別添による提出は可能です。ただし、様式に記載された内容が確認できるよう整理してください。
11	参加資格・申請書類	本社所在地の法人市（町村）税の納税証明書について、未納の税額が無いことの証明書がないため、年度を指定して発行する必要があります。直近1事業年度などご指定がございませうでしょうか。	直近1事業年度分の未納がないことを証明する納税証明書を提出してください。
12	参加資格・申請書類	収支計画書は本体事業・自主事業で分けて作成してよいでしょうか。	本体事業と自主事業を区分して収支計画書を作成して差し支えありません。その場合は内訳が分かるよう整理してください。
13	参加資格・申請書類	共同事業体での参加の場合、募集要項P7 13における⑨～⑩の所定様式は任意でよろしいかったでしょうか。また⑩に関して記載必須の項目および内容がございましたら教示願います。	共同事業体の場合、募集要項における⑨～⑩については、必要事項が確認できる任意様式でも差し支えありません。なお、共同事業体の構成、役割分担、責任体制等を明記してください。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
14	利用料金・収支・利用率	現在の本施設の利用料金は、条例で定められている額の上限であるとの理解で良いでしょうか。	現行の利用料金は条例及び規則に定める金額を基準として運用しています。指定管理者制度導入後は、条例に定める範囲内で指定管理者が町長の承認を得て利用料金を設定することができます。
15	利用料金・収支・利用率	「太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例」第10条の2において、「ふれあい交流ゾーン内」の施設について使用料を減免することができますとありますが、指定管理者が行う文化振興事業においては、「文化活動推進ゾーン」の使用料は免除になりますでしょうか。	文化振興事業であることのみをもって利用料金が免除となるものではありません。太子町立文化会館管理運営規則第5条の2の規定に基づき、町が主催又は共催する事業は利用料金の減免対象となりますが、減免の対象施設はふれあい交流ゾーン内の施設に限られます。なお、文化活動推進ゾーン（大ホール・中ホール）に減免はありません。
16	利用料金・収支・利用率	「太子町立文化会館管理運営規則」第5条の2において、「使用料の免除を受けようとするものは（中略）減免申請書(中略)を提出しなければならない」とありますが、指定管理者が行う文化振興事業において申請書の提出が必要になりますでしょうか。	指定管理者が実施する文化振興事業において、ふれあい交流ゾーン内の施設について利用料金の減免を受ける場合は、所定の手続きを行ってください。なお、文化活動推進ゾーン（大ホール・中ホール）に減免はありません。
17	利用料金・収支・利用率	条例等によると、町が使用する場合は使用料を免除するほか、特に町長が認めたものに対し金額の減免を行うことができますとなっておりますが、これまでの利用料収入の中に、金額の減免を受けたケースがありますか。また、減免を受ける催しの割合はどの程度あるかご教示ください。	現行の減免規定は令和7年10月に改正（令和8年4月施行）されたもので、減免対象は、町が主催又は共催する事業及び町長が特に必要と認める場合に限られます。それ以前の規定では減免対象としていたサークル等がありましたが、現行規定では存在しません。また、町事業において、減免対象となるふれあい交流ゾーン内の施設を使用するケースはほぼありません。
18	利用料金・収支・利用率	事業実施の際、施設利用料の納付義務は発生するのでしょうか。	文化振興事業を実施する場合の施設利用料（利用料金）の取扱いについては、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例及び太子町立文化会館管理運営規則に基づきます。なお、利用料金の減免の取扱いについては、質問No.15及びNo.16の回答をご参照ください。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
19	利用料金・収支・利用率	指定管理者が館を使用する場合は、条例第10条の2及び管理運営規則第5条の2による「減免」を受けることができますか。	指定管理者が文化振興事業等を実施する場合の利用料金の減免については、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例及び太子町立文化会館管理運営規則に基づき取り扱います。詳細については、質問No.15及びNo.16の回答をご参照ください。
20	利用料金・収支・利用率	収支実績の建築設備・防火対象物点検委託料について、年度によって、金額に差がある理由をご教示ください。	建築設備・防火対象物点検委託料の増減は、点検内容や指摘事項への対応状況等によるものです。なお、建築設備及び防火設備の点検は毎年実施しており、令和5年度はこれに加えて3年ごとの特定建築物定期調査を実施したため、委託料が増加しています。
21	利用料金・収支・利用率	収支実績の電話機借料について、令和9年度以降の予測金額が分かればご教示ください。	電話機を含む通信機器及び通信契約については、指定管理者が必要に応じて独自に調達及び契約を行うものとします。そのため、町として令和9年度以降の電話機借料は見込んでいません。応募に当たっては、必要な通信環境に係る経費を指定管理者において計上してください。
22	利用料金・収支・利用率	収支実績の電話機借料について、毎年同額程度でない理由をご教示ください。また、契約のルールをご教示ください。	電話機借料は、電話機器の更新や契約内容の見直し等により年度ごとに変動しています。令和6年度は借上契約を終了したため、電話機借料の支出実績はありません。また、指定管理者制度導入後は、電話機を含む通信機器及び通信契約について、指定管理者が必要に応じて独自に調達及び契約を行うものとします。
23	利用料金・収支・利用率	収支実績の電柱使用料は、令和9年度以降も同額でよいかがご教示ください。	電柱使用料については現時点では令和6年度実績と同程度を想定しています。ただし、契約条件や料金改定等により変動する場合があります。
24	利用料金・収支・利用率	収支実績の文化振興協会 補助金について、3点あります。 ①令和9年度以降も補助金の交付予定はありますか。 ②補助金の内訳をご教示ください。 ③年度によって、金額に差がある理由をご教示ください。	①令和9年度以降は未定です。 ②主な補助金の内訳は、市町ホール活用支援事業補助金及び文化芸術振興費補助金です。 ③年度ごとの差異については、各年度における採択事業及び補助対象事業の内容の違いによるものです。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
25	利用料金・収支・利用率	収支実績の文化振興協会 雑入について、2点あります。 ①内訳をご教示ください。 ②年度によって、金額に差がある理由をご教示ください。	①雑入の内訳は、注釈に記載のとおり、預金利子、還付金等です。 ②年度差は還付金等の発生状況によるものです。
26	利用料金・収支・利用率	収支実績の文化振興協会 総務管理費について、2点あります。 ①年度によって、金額に差がある理由をご教示ください。 ②令和9年度以降の予測金額が分かればご教授ください。	①総務管理費の年度ごとの差異については、注釈に記載のとおり、法人税の遡及納付や解散に伴う不用品処分費等の一時的な支出によるものです。 ②令和9年度以降の取り扱いについては、注釈をご確認ください。
27	利用料金・収支・利用率	収支実績について、令和6年度の収入が令和4・5年度に比べ減少しているのは改修による閉館が関係しているということでしょうか。ご教示ください。	要因の一つとして、文化振興事業の規模縮小があげられます。町の方針として、大規模な買取公演中心の事業から比較的小規模な住民参加型事業へ移行したことが影響しているものと考えます。
28	利用料金・収支・利用率	別紙4について、令和6年度は、令和4・5年度に比べて利用日数・収入状況が格段に低い数値となっていますが、その要因は何かご教示ください。具体的に、開館日数が少ない等、特殊事情があればご教示ください。	要因については、質問No.27の回答をご参照ください。開館日数の減少等の特別な要因はありません。
29	利用料金・収支・利用率	別紙4について、利用率を算出・分析するために、令和4～6年度までの年度ごとの開館日数や貸館に供することが不可能であった日数（もし該当すれば、なければ年間開館日数で可）をお示しください。例）令和4年度の施設開館日数が232日であったとして、そのうち、点検等で貸館に供することができない日が10日であったとすると、日ベースでの大ホール利用率は、利用日数実績111日÷（232日－10日）＝50%	文化会館の休館日は、毎週火曜日、年末年始、祝日等の翌日及び月末特別点検日です。休館日については、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例第5条のとおりです。なお、休館日以外で施設管理上の理由により貸館が不可能となる日はありません（町事業等により利用する日を除く）。利用率の算定に当たっては、休館日を除く日数を貸館可能日数としてお考えください。
30	施設管理・設備・備品	開館時間は午前9時ですが、ロビーを開けるのは何時でしょうか。	これまでは、町職員の勤務開始時間である午前8時30分からロビーを開放していました。なお、施設利用者への鍵の貸与は、利用時間の10分前から行っています。指定管理者制度導入後の運用については、指定管理者の提案及び運営方針によるものとします。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
31	施設管理・設備・備品	午後6時以降の閉館について、その実績について開示ください。複数年分の夜間閉館実績について開示ください。	過去3年間に於いて、午後6時以降に施設利用がなく閉館した日数及び開館日数は以下のとおりです。 令和4年度 167日／296日 令和5年度 159日／299日 令和6年度 169日／289日
32	施設管理・設備・備品	特別点検日を活用して実施されている主な業務内容をお示しください。	特別点検日は、施設・設備の点検、保守管理業務、清掃業務、エレベーター保守点検業務等、貸館を伴わない施設管理業務を実施するための日として活用しています。
33	施設管理・設備・備品	エレベーター保守点検業務については、原則文化会館の月末特別点検日に行うこと、とありますが、月末特別点検日とは、特別休館すべき日なのでしょうか。特別点検日についてご教授願います。	特別点検日（月末特別点検日）は文化会館条例第5条に規定する休館日です。原則として月末日（火曜日または祝日の場合は前日）を特別点検日としており、施設点検等を実施しています。
34	施設管理・設備・備品	駐車場の管理に関して、指定管理者が負担する業務に係る直接費用の発生はありますか（現状発生している委託契約、委託費用）。ご教示ください。	駐車場借地料は町が負担します。指定管理者は日常的な駐車場管理、利用者対応等を行います。現時点で駐車場単独の委託契約はありません。
35	施設管理・設備・備品	駐車場以外で図書館・歴史資料館と共有している設備等があれば開示ください。受変電設備や受水関係設備等はどうでしょうか。	文化会館の設備のうち、電気設備及び水道設備は歴史資料館及び喫茶室と共有しています。一方、図書館との共有設備はありません。なお、光熱水費については施設ごとに按分しています。
36	施設管理・設備・備品	ふれあいホールに設置されている陶芸窯を文化振興事業及び自主事業に利用することは可能でしょうか。その場合の利用料は免除になりますでしょうか（ふれあい交流ゾーン扱い可否）。	陶芸窯は文化会館備品であり、文化振興事業や自主事業で活用することは可能です。利用料については附属設備（備品）の利用に該当するため、減免の対象とはなりません。なお、利用に当たっては文化協会陶芸部との利用調整が必要となります。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
37	施設管理・設備・備品	「複合機等は指定管理者の負担により設置すること」となっていますが、利用者サービス専用の場合は指定管理者の負担ということで良いか、ご教示ください。	複合機等については、利用者サービス専用・事務管理用を問わず、指定管理者が必要と判断するものを指定管理者負担で設置してください。
38	施設管理・設備・備品	50万円以上の修繕は町で行うが、協議の上指定管理者で行うことができるかとあります。これは発生時点での残予算額から高額修繕を指定管理者が行う場合もある、という認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。50万円以上の修繕は原則として町が実施しますが、内容や緊急性等に応じて協議の上、指定管理者が実施する場合があります。
39	施設管理・設備・備品	指定管理者が負担する備品の修繕・交換の上限は1件当たり50万円とありますが、収支計画書へ計上する概算金額としては30万円とあり、整合が取れていません。50万円の備品交換が発生した場合などはどうなりますか。	仕様書に記載のとおり、1件当たり50万円未満の備品更新は指定管理者の負担とします。一方、収支計画書における30万円は、備品更新費として想定する年間予算計上額です。文化会館は大規模改修工事後の再オープンとなるため、当面は備品更新需要が比較的少ないものと見込んでおり、1件当たりの負担上限額（50万円）を下回る額を参考額として示しています。なお、30万円は年間の上限額を示すものではなく、実際に必要となる修繕・備品更新については、仕様書に定める負担区分に基づき対応していただきます。
40	施設管理・設備・備品	指定管理料より備品の購入の承諾を受けできるとのことだが、承諾を受けるにあたる金額の規定はございますか。いくら以上で事前の許可が必要・不要などの規定をご教示ください。	備品購入に関する事前承認の金額基準は定めていません。施設運営に必要な備品を購入する場合は、町と協議のうえ実施してください。
41	施設管理・設備・備品	備品の修繕については1件当たり50万円以上、以下で町又は指定管理者が行う旨の記載はありますが、備品の購入に関しては金額の大小を問わず指定管理者が負担することとなるのでしょうか。	備品購入は原則として指定管理者負担とします。ただし、施設運営上必要となる高額備品等については、町と協議するものとします。
42	施設管理・設備・備品	備品リストを開示ください。	貸出備品は文化会館管理運営規則に定める附属設備等となります。その他の詳細な備品台帳については現時点で開示しておらず、指定管理者決定後の引継ぎ時に確認及び引渡しを行う予定です。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
43	施設管理・設備・備品	現在は町による直接運営ですが、指定管理者移管時に残置される予定の機器等ございましたらご教示ください。	文化会館の管理運営に必要な設備・備品等は引き継ぐ予定です。詳細な備品内容については、指定管理者決定後の引継ぎ時に確認及び引渡しを行います。
44	施設管理・設備・備品	引き継ぐべきリースがありましたらご教示ください。	指定管理者に引継ぎを予定しているリース契約はありません。
45	施設管理・設備・備品	総合管理業に含まれている各種業務について、別紙2文化会館収支実績の支出に記載の総合管理業務に一括して支出の記載がありますが、直近3カ年の各種業務ごとの個別の支出をご教示ください。	総合管理業務は一括契約により発注しており、契約上、個別業務ごとの支出実績は公表していません。応募に当たっては、別紙5に記載する業務内容及び実施回数を参考に、応募者において積算してください。
46	施設管理・設備・備品	別紙5の総合管理業務について、カーペット以外の床材に関し、素材や仕上げの情報をご教示ください。	床材ごとの詳細な仕上げ資料はありません。応募に当たっては現地確認及び館内写真等を参考としてください。
47	施設管理・設備・備品	別紙5の番号1～12について、大規模改修に伴う設備機器の変更を除いて、点検回数等仕様の変更がある業務があれば、具体的にご教示ください。	現時点では、大規模改修に伴う設備更新以外で、点検回数等の大きな仕様変更は想定していません。応募に当たっては別紙5の記載内容及び改修後設備を考慮して積算してください。
48	施設管理・設備・備品	別紙5の各委託先との契約金額について開示ください。（過去2年分）	各委託業務の支出実績については、別紙2「文化会館収支実績」に記載のとおりです。なお、各委託先との個別契約金額、見積内訳、契約書等の詳細な契約情報については開示しません。応募に当たっては、別紙5「設備等保守管理業務委託に係る個別仕様書」に記載する業務内容及び実施回数等を参考に積算してください。
49	施設管理・設備・備品	リニューアル工事期間中もピアノはピアノ庫に残置されているようにお見受けしますが、この間に調律・保守点検は行われていますでしょうか。そうでない場合、指定管理者への引き継ぎ前に町が調律・保守点検を行われる予定はありますでしょうか。また、工事期間中の保管・保守点検状況により、ピアノが本来有する機能を十分に発揮できない状態になっている場合、復旧費用は町が負担されるという認識でよろしいでしょうか。	工事期間中のピアノは適切に保管しています。また、令和8年度中に調律を実施し、指定管理開始時点で通常利用に支障がない状態で引き渡す予定です。なお、仮に引渡し時点で町の責に帰すべき不具合が確認された場合は、その内容を確認のうえ、必要な対応について協議します。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
50	施設管理・設備・備品	敷地内（管理対象の）の植栽について本数や樹種などのおおよそのデータがあれば開示ください。	植栽本数や樹種等については公募資料として開示していません。なお、令和8年度中に緑地整備を予定していることから、供用開始時の植栽状況は現在と異なる可能性があります。なお、緑地管理業務については例年と同程度の予算規模を想定しています。
51	施設管理・設備・備品	業務仕様書に記載の金額は税込額でしょうか。	業務仕様書に記載している金額は、消費税及び地方消費税を含む税込額です。
52	施設管理・設備・備品	別紙5の非常用バッテリーについて、点検対象が改修前の型式になっていますが、改修後は内容が変わると思いますので、その内容をご教示ください。	改修後の非常用発電設備の更新内容については、別紙5「設備等保守管理業務委託に係る個別仕様書」に記載しているとおりです。なお、現時点で公表できる情報は別紙5記載内容までとなりますので、応募に当たっては当該内容を踏まえて積算してください。
53	施設管理・設備・備品	仕様書には、警備保障業務及び電気設備保安管理業務は町にて一括入札を行うと記載がありますが、委託料金も指定管理料には含まないということでしょうか。	お見込みのとおりです。警備保障業務及び電気設備保安管理業務は町が契約を行う予定であり、指定管理料の対象外です。
54	施設管理・設備・備品	町が一括入札を行う業務に関して、リスク分担表では警備不備による情報漏洩や犯罪発生は指定管理者の責任となっていますが、配置計画等の開示をいただける認識でしょうか。	町が契約する警備保障業務の配置計画等については、指定管理者決定後に必要な情報を共有します。ただし、警備上支障のある情報については開示できない場合があります。なお、日常管理に関する責任は指定管理者が負うものとします。
55	舞台運営・舞台設備	舞台運営に関して、利用料金に含まれるオペレーターの人数が変更になっているとの話が現地説明会であったと認識しているが、変更前は大ホール・中ホール各々何名であったか、ご教示ください。また、町が採用するオペレーター1名に関して、舞台運営への従事実績（令和4～6年度の月別勤務日数、勤務時間数）をご教示ください。	改修前は、利用料金に含まれる標準オペレーター人数として、大ホール3名、中ホール2名で運用していました。リニューアル後は、大ホール2名、中ホール1名に変更します。なお、町職のオペレーターについては、舞台運営業務以外の業務にも従事していたため、舞台運営のみに係る勤務日数及び勤務時間数の実績はありません。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
56	舞台運営・舞台設備	現在の運営において、舞台運営オペレーターと委託先職員で舞台打合せを実施していたのか、それとも、両者に加え、さらに別の町職員が立ち会い、3名で舞台打合せを実施していたのかご教示ください。	舞台打合せは、基本的には町のオペレーター、舞台運営業務の委託先職員及び利用者の三者で実施していました。
57	舞台運営・舞台設備	別紙5の舞台、音響照明業務について、「公費負担のオペレーター」とは「利用料金に含まれるオペレーターの人数」ということでよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
58	舞台運営・舞台設備	別紙5の舞台、音響照明業務について、「⑤派遣技術員について」の記載は、現行の運営ルールではないでしょうか、ご教示ください。舞台使用時には、大ホール3名・中ホール2名となっています。これに対し、利用料金に含まれるオペレーターが大ホール2名・中ホール1名となっていること整合がとれないと思いますが、この点についてご教示ください。	別紙5の記載内容は改修前の運用を前提とした仕様です。リニューアル後は、利用料金に含まれる標準配置人員を大ホール2名、中ホール1名とします。それを超える人員が必要な場合は利用者負担となります。
59	舞台運営・舞台設備	別紙5の舞台・音響照明業務について、「貸館時についてはホール使用者との契約による」とありますが、指定管理者制度導入後もこの表現は正しいでしょうか。正しい場合、業務仕様書P4「⑤舞台運営に関する業務」の項に記載のある「オペレーター人数は大ホール2名・中ホール1名とし、それ以上の人員が必要な場合は利用者負担とする」との整合性は取れていますか。	別紙5に記載している「貸館時についてはホール使用者との契約による」との考え方は、指定管理者制度導入後も同様です。利用料金に含まれる標準人員（大ホール2名・中ホール1名）を超える追加人員については利用者負担とするものであり、業務仕様書P4の記載と整合しています。
60	舞台運営・舞台設備	別紙5の舞台・音響照明業務について、対象施設は、大ホールと中ホールのみとなっていますが、ミニシアターのボタン操作やプロジェクターやマイク等の準備、操作・調整は、利用者に委ねる形の運用で良いのでしょうか。これまでの運営方法についてご教授願います。	ミニシアターについては、大ホール・中ホールのような舞台技術者の配置は行っていません。プロジェクターや音響設備等については、原則として利用者が操作する運用としていました。ただし、必要な説明や補助については職員が対応していました。なお、ボタン操作については町職員が対応していました。指定管理者制度導入後についても、必要な説明や補助を行ってください。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
61	舞台運営・舞台設備	「利用料金に含まれるオペレーターの人数は、大ホール2名・中ホール1名とし」とありますが、利用時間の長短・内容に応じて、指定管理者の判断において、オペレーター人数を増減することは可能でしょうか。	利用内容、安全性及び催事規模を考慮し、標準配置人数以上の範囲で指定管理者が必要な人員配置を行ってください。標準人数を超える配置は可能です。
62	舞台運営・舞台設備	「利用料金に含まれるオペレーターの人数は、大ホール2名・中ホール1名とし、それ以上の人員が必要な場合は利用者負担とする。」とありますが、人員の料金は指定管理者において設定し、利用料金収入として計上してよいでしょうか。	標準人数を超えて利用者負担となる追加人員の料金については、指定管理者が設定し、収入として取り扱うことができます。
63	舞台運営・舞台設備	別紙4の「利用日数」に基づき、大ホール2名・中ホール1名のオペレーターを全日数分配置する、という認識でよろしいでしょうか。	別紙4の利用日数は実績値を示したものです。オペレーター配置は催事内容に応じて必要な日に行うものであり、単純に利用日数全日へ一律配置することを求めるものではありません。
64	舞台運営・舞台設備	町が採用するオペレーター1名（会計年度任用職員）とありますが、この職員様は今後も継続して文化会館で勤務される意志はおありでしょうか。	会計年度任用職員個人の継続勤務意向については回答できません。なお、指定管理者制度導入後は指定管理者が必要な人員を確保してください。
65	舞台運営・舞台設備	今回の改修には含まれていないようですが、ホール音響設備の改修（デジタル化）は過去に実施されていますか。	ホール音響設備については、今回の改修工事においてミキサーパーツ交換、スピーカー更新、ワイヤレスマイク更新等を実施しています。
66	舞台運営・舞台設備	舞台技術者公費負担人数を減らすために増設、改修する設備について、舞台音響部分と舞台照明部分に係る改修工事設計図書（設備）をご開示願います。	舞台音響設備及び舞台照明設備に係る改修工事設計図書については、公募資料としては開示しません。なお、現時点で公表できる情報は、募集要項、業務仕様書、別紙5及び別紙6に記載している内容までとなります。指定管理者決定後は、業務引継ぎに必要な範囲で資料の提供及び確認を行う予定です。
67	舞台運営・舞台設備	映像設備について、見学会では機器等の仕様と構成が不明でした。今回の改修工事後の映像設備運営想定に必要な映像設備に係る改修工事設計図書又は仕様書をご開示願います。	映像設備に係る改修工事設計図書及び詳細仕様書については、公募資料としては開示しません。なお、現時点で公表できる情報は、募集要項、業務仕様書、別紙5及び別紙6に記載している内容までとなります。指定管理者決定後は、業務引継ぎに必要な範囲で資料の提供及び確認を行う予定です。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
68	文化振興事業等	「事業を過度に行い、施設の一般利用を妨げないこと」とありますが、町のお考えになる「過度」な事業数の基準をご教示ください。	「過度に行い、施設の一般利用を妨げないこと」とは、文化振興事業等の実施により貸館業務へ著しい支障を生じさせないことを意味します。具体的な事業数の基準は設けていませんが、施設の設置目的及び貸館とのバランスを考慮して計画してください。
69	文化振興事業等	文化振興計画や文化振興マスタープラン等の、本施設の運営のソフト分野の指針となるような計画等があればご教示ください。	文化会館単独の文化振興計画や文化振興マスタープランは策定していません。募集要項、業務仕様書及び施設設置目的を踏まえて提案してください。
70	文化振興事業等	過去に獲得した助成金・協賛金の実績をお示しください。	実績として、市町ホール活用支援事業補助金、文化芸術振興費補助金があります。
71	文化振興事業等	文化振興事業や自主事業の日程調整とはどのように実施されていたのでしょうか。指定管理者による先行予約は可能ですか。	文化振興事業の日程については、町事業の日程確定後、その他の貸館利用等との調整を行い決定していました。指定管理者制度導入後についても、指定管理者が実施する文化振興事業及び自主事業については、施設運営に支障がなく、一般利用との公平性を確保できる範囲で必要な先行予約を認める予定です。
72	文化振興事業等	文化振興事業を行うにあたり、併設される公民館の施設を会場として使用することは可能でしょうか。可能な場合、使用料の免除、使用許可申請期間の除外（太子町立公民館管理規則第2条2の後段）を受けられると考えてよろしいでしょうか。	会議室及び和室は地区公民館との併設施設ですが、公民館使用以外の時間帯については文化会館の施設として利用します。そのため、指定管理者による文化振興事業で利用する場合は、文化会館条例及び文化会館管理運営規則に基づく取扱いとなります。
73	文化振興事業等	「800席の大ホールを有する（中略）鑑賞、参加機会の充実を図ること」とありますが、「d)その他」には「（前略）鑑賞するだけの受動的な事業（買取事業）から（中略）能動的な事業（住民参加型事業）への移行を図っている（後略）」とあります。後段を町の方針と捉えるならば、前段のうち「鑑賞機会の充実」は考慮しなくてよい、という認識でよろしいでしょうか。	鑑賞機会の充実及び住民参加機会の充実の双方を重視しています。住民参加型事業への移行を進めていますが、鑑賞事業を不要とする趣旨ではありません。両者のバランスを考慮した提案を求めます。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
74	文化振興事業等	「c)を含めた年間10以上の文化振興事業」が示す数量は、日数に関わらず、事業数であるという認識でよろしいでしょうか。（1日2事業開催した場合は2と計数）	お見込みのとおりです。年間10以上の文化振興事業とは事業数を指します。実施日数ではなく、個別事業単位で計上してください。
75	文化振興事業等	各事業費は指定管理者で検討の上、提案してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。文化振興事業に係る事業費は、指定管理者において検討の上で提案してください。
76	文化振興事業等	「オープニングイベント」は、詳細未定ながら、出演者、協働施設等が既に町によって想定されている上、「指定管理者決定後に、町と指定管理者が協力し、企画運営を行う」とありますので、本公募の事業計画書には提案内容を盛り込む必要はない、という理解でよろしいでしょうか。そうでない場合、町の想定される収支規模をお示ください。また、本事業の実施のため、令和9年度のみ、事業数が増加するのか、通常年の1事業を本事業に置き換えるのか、町のお考えをお示ください。	オープニングイベントについては、指定管理者決定後に町と指定管理者が協力して企画運営を行う予定であり、現時点で内容、規模及び費用負担の詳細は決定していません。このため、応募時点で事業計画書及び収支計画書への計上は不要です。
77	文化振興事業等	オープニングイベントについては、「現時点で詳細な内容は未定」とされているが、応募時には事業計画書・収支計画書への記載対象外であるということでしょうか。ご教示ください。	質問No.76の回答をご参照ください。
78	文化振興事業等	オープニングイベントに関し、求められる事業規模が不明なため、町がイメージする事業規模や指定管理者としての関与度合いをお示ください。	質問No.76の回答をご参照ください。
79	文化振興事業等	オープニングイベントに関する内容は既に決まったものもあるようにお見受けしますが、全体の経費は指定管理者の指定管理料から捻出となりますでしょうか。ご教示ください。	質問No.76の回答をご参照ください。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
80	文化振興事業等	「太子吹奏楽祭」は継続事業として指定されていますが、別紙3「文化振興協会事業実績」で毎年開催実績がある「太子音楽祭」は継続の必要がない、という認識でよろしいでしょうか。	太子吹奏楽祭は仕様書上の継続実施事業です。太子音楽祭についてはこれまで継続実施してきた実績がありますが、同一内容での継続を必須とするものではありません。
81	文化振興事業等	「太子町公募美術展」「太子町民芸術祭」について、令和4～6年度の収支額、事業内容（出品数、参加者・団体数、制作業務のうち外注業務など）をお示しください。	太子町公募美術展及び太子町民芸術祭の近年の実績について、文化会館で実施した直近実績である令和5年度及び令和6年度の平均値を参考情報として示します。なお、令和7年度は文化会館休館中のため代替施設にて縮小実施しています。事業内容、収支内訳、参加実績等の詳細資料については、指定管理者決定後に、会館の管理運営に必要な情報として引き継ぎます。 【公募美術展】 出品数：約240点 観覧者数：約1,000人 事業費：約103万円／年 【町民芸術祭】 ・芸能部門参加団体数：約30団体 ・音楽部門参加団体数：約20団体 ・事業費：約111万円／年
82	文化振興事業等	公募美術展及び町民芸術祭に関し、従来、町が措置していた予算規模とその内容（関与の仕方、町の担当業務「量」、必要となるマンパワーなど）についてお示しください。	太子町公募美術展及び太子町民芸術祭については、町職員が事務局として運営委員会及び関係団体との連絡調整等を行いながら実施していました。主な業務としては、運営委員会の開催、出品者・出演者との連絡調整、広報業務、会場設営・撤去、当日の運営等があります。なお、会場設営から当日の運営までは、運営委員会及び関係団体と共同で実施しています。なお、事業内容、収支内訳、業務分担その他の詳細資料については、指定管理者決定後に、会館の管理運営に必要な情報として引き継ぎます。
83	文化振興事業等	指定管理者が実施する自主事業は原則として収益が出る物のみ実施することが期待されているのでしょうか。	自主事業について、収益事業のみを求めるものではありません。施設の設置目的や利用促進、文化振興への効果を踏まえ、指定管理者の創意工夫による事業提案を求めます。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
84	文化振興事業等	自主事業の実施においても、「太子町立文化会館管理運営規則」第2条の3（規定に関わらず使用申込できる）が適用されるとの認識でよろしいでしょうか。	文化会館管理運営規則第2条第3項に規定する自主事業は、従来、文化振興協会が実施していた事業を指すものであり、指定管理者制度導入後は文化振興事業にあたります。なお、文化振興事業及び自主事業については、指定管理者が実施する事業として、一般利用との公平性に配慮し、施設運営に支障がない範囲で施設利用日の確保を行うことは可能です。
85	予約システム	現在町が導入している予約システム（Spacepad）があるにも関わらず、指定管理者独自でも導入可と併記されているが、Spacepadに統一を求めない理由をお示してください。	現在の予約システム（Spacepad）の継続利用を基本としていますが、指定管理者のノウハウや利用者サービス向上につながる提案を妨げないため、独自システムの導入も可能としています。
86	予約システム	現在町が導入している予約システム（Spacepad）の評価を教えてください。また、当該システムを継続使用する際にかかる予算措置しておくべき費用をお示してください。	Spacepadは令和7年度に導入したシステムであり、文化会館は休館中のため、文化会館での運用実績はありません。なお、町内の他の公共施設では運用しており、現時点で大きな支障は生じていません。また、本システムは町内の他施設と共通利用しており、システム利用料については町において一括負担しています。そのため、現時点では指定管理者に個別のシステム利用料等の負担を求める予定はありません。ただし、予約システムの利用に必要な通信機器等の準備及び通信費については、指定管理者の負担とします。
87	予約システム	公共施設予約システムの運用に際し、館に来場者用キオスク端末等がありますか。ある場合、その端末管理は御町という理解でよろしいですか。	利用者向けのキオスク端末は設置していません。予約は窓口、電話、インターネット等により受け付けています。
88	予約システム	公共施設予約システム「Spacepad」の月間年間のシステム利用料の実績をご教示ください。	Spacepadは町内の複数施設で共通利用しているシステムであり、文化会館単独のシステム利用料実績はありません。詳細については質問No.86の回答をご参照ください。
89	予約システム	指定管理者が用意するインターネット回線について、必要な条件がありましたらご教示ください。例：固定IPアドレスが1個必要	インターネット回線について特別な要件はありません。施設運営に必要な環境を指定管理者の責任において整備してください。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
90	予約システム	ウェブサイト開設にあたり、固有ドメインおよびサーバー確保の必要はありますか。	ウェブサイトの運営方法は指定管理者の提案によります。固有ドメインやサーバーの確保についても指定管理者の判断によるものとします。
91	予約システム	町が既に許可している令和9年7月1日以降の利用について、予約一覧、利用料金の収納状況、減免状況、利用者との個別調整事項等は、いつ、どのような形で引き継がれる予定でしょうか。ご教示ください。	令和9年7月1日以降の予約情報、利用料金収納状況、減免状況、利用者との調整事項等については、指定管理者決定後、業務引継ぎ期間中に引き継ぐ予定です。引継方法は別途協議します。
92	情報公開・防災・リスク	提出書類が情報公開の対象となるとありますが、企業のノウハウが保護されず ①応募者に無断で開示される ②一方的に全面開示される ③インターネット等で開示される などの見込みはありますか。	提出書類は情報公開制度の対象となる場合があります。ただし、個人情報や法人の正当な利益を害するおそれのある情報については、法令及び条例に基づき適切に判断します。
93	情報公開・防災・リスク	指定管理者に選定されなかった場合も、提出した書類は公開の対象になるのでしょうか。また、公開に当たり、団体に公開内容を事前に問い合わせることなく全面公開、または一部公開となりますか。	選定の有無にかかわらず、提出書類は情報公開請求の対象となる場合があります。公開の可否は法令等に基づき判断します。必要に応じて応募者へ意見照会を行う場合があります。
94	情報公開・防災・リスク	情報公開に関して、提出書類の多くは競争上の優位性を左右する可能性が高いものです。開示に先立ち、情報公開条例の趣旨に則り、応募者に対し意見聴取の場がきちんと与えられますか。	情報公開請求があった場合は、法令及び条例に基づき適切に対応します。第三者情報に該当する場合は、必要に応じて意見照会を行います。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
95	情報公開・防災・リスク	提出書類に関し、町に対して情報公開（提供）請求があった際には ①応募者に無断で開示される ②一方的に全面開示される ③インターネット等で開示される などの可能性はありますか。個人情報や競争上の優位性への配慮はありますか。	質問No.92の回答をご参照ください。
96	情報公開・防災・リスク	災害時の指定避難所に指定されているとありますが、過去5年間の避難所開設実績について開示願います。	過去5年間における避難所開設実績はありません。
97	情報公開・防災・リスク	本施設は緊急時避難場所に指定されていますが、避難所運営にあたって町と指定管理者の管理権限移譲のタイミングや決め事がありますか。	災害時に避難所が開設された場合は、町が避難所運営を行います。指定管理者には施設管理者として協力を求めることがあります。詳細な役割分担については災害の規模や被災状況等を踏まえて町が判断します。
98	情報公開・防災・リスク	災害時及び緊急時等における体制を確保とありますが、災害時の避難所になる可能性はありますでしょうか。指定避難所としての位置づけでしょうか。ご教示ください。	本施設は指定避難所として位置付けています。災害時には避難所として使用される場合があります。
99	情報公開・防災・リスク	リスク分担表には、新型コロナウイルス感染症などの感染症のまん延によるリスクが記載されておられません。感染症のまん延による利用料金の減収がどのリスクに該当するかお示しください。	感染症のまん延による施設利用制限や休館等に伴う利用料金減収については、不可抗力リスクとして個別協議の対象とします。
100	情報公開・防災・リスク	公益社団法人全国公立文化施設協議会に加入することとありますが、兵庫県公立文化施設協議会及び播但公立文化施設協議会への加入も必修でしょうか。ご教授願います。	業務仕様書に記載のとおり、公立文化施設賠償責任保険に加入する場合は、公益社団法人全国公立文化施設協議会への加入が必要となります。兵庫県公立文化施設協議会及び播但公立文化施設協議会への加入については、指定管理者決定後に町と協議するものとします。
101	情報公開・防災・リスク	公立文化施設賠償責任保険と全国公立文化施設協会の保険料および負担金を参考にご教示いただけますでしょうか。	別紙2「文化会館収支実績」をご確認ください。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
102	目的外使用	喫茶室の目的外使用料は、指定管理者が町に払うという理解で宜しいでしょうか。また、その際の目的外使用料は、別紙2収支実績の収入にある喫茶室使用料720千円でしょうか。	喫茶室の使用については、指定管理者を申請者とする目的外使用を想定しています。目的外使用の許可は町が行います。なお、別紙2「収支実績」の収入欄に記載している喫茶室利用料は、休館前の実績を参考に示した喫茶室の利用料金収入額です。指定管理料の積算に当たっては、当該利用料金収入を他の施設利用料金収入と同様に収入として見込み、その収入額を控除したうえで指定管理料提案額を算定してください。また、目的外使用料については、指定管理者から別途納付いただくのではなく、指定管理料の算定において相当額を反映することを想定しています。
103	目的外使用	喫茶室運営の業務委託契約は、指定管理者と当該事業者間で結ぶとあるが、現在の喫茶室運営業務の委託契約書の内容を開示願います。	現在、喫茶室運営事業者との間で業務委託契約は締結していないため、開示できる契約書はありません。なお、現在は行政財産の目的外使用許可により喫茶室を使用しているものです。現在の喫茶事業者に対する目的外使用許可に係る資料については、既存事業者に関する情報を含むため、公募資料としては開示しません。
104	目的外使用	喫茶室について、休館前より運営されている事業者の再開を前提にして、様式第5号収支計画書に喫茶室利用料金720千円が計上されているが、指定管理者が町に支払う目的外使用料は720千円でしょうか、ご教示ください。	収支計画書に記載している喫茶室利用料は、休館前の実績を参考として示している利用料金収入額です。なお、喫茶室に係る利用料金は指定管理者の収入となりますが、指定管理料の積算に当たっては、施設利用料金収入と同様に収入として見込み、その収入額を控除したうえで指定管理料提案額を算定してください。また、利用料金については、現時点では休館前と同水準を想定していますが、正式な額については指定管理者決定後に、町、指定管理者及び喫茶運営事業者との協議により決定します。
105	目的外使用	喫茶室の利用料金とは、目的外使用料（喫茶室使用料）のことでしょうか。	喫茶室利用料金とは、喫茶室の目的外使用に係る使用料（利用料金）を想定しています。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
106	目的外使用	目的外使用の申請・許可は町と指定管理者で実施するとあるが、これは当該事業者を指定管理者の委託先と位置付けなさいという事でしょうか。	当該事業者を指定管理者の委託先として位置付けることを求めるものではありません。現在、休館前の喫茶運営事業者から再開の意向が示されているため、その取扱いについては指定管理者と当該事業者との協議により決定してください。なお、喫茶室の使用については、指定管理者を申請者とする目的外使用許可により実施することを想定しています。指定管理者は、町の許可条件を遵守することを前提として、喫茶事業者との間で施設利用契約その他必要な契約を締結し、喫茶室の運営を行わせることができます。 ※業務仕様書P9においては「業務委託契約」と記載していますが、契約形態を限定する趣旨ではありません。
107	目的外使用	前項に関連し、当該事業者を指定管理者の委託先と位置付けた場合、その契約内容については指定管理者と事業者間で交渉し、町は関与しないとの理解で良いでしょうか。	契約内容については、原則として指定管理者と喫茶運営事業者との間で協議し決定するものとし、町は契約当事者とはなりません。ただし、喫茶室の利用条件その他施設管理上必要な事項については、町と指定管理者の協議により整理します。
108	目的外使用	前項に関連し、過去の町と当該事業者の契約内容（行政財産使用許可）について開示ください。	質問No.103の回答をご参照ください。
109	目的外使用	前項に関連し、町が定める利用料金は指定管理者の収入となるとの理解で良いでしょうか。その場合、町が定める予定の利用料金について開示ください。過去と同様でしょうか（年間72万円）。	喫茶室に係る利用料金は指定管理者の収入となります。目的外使用許可に係る使用料の考え方については、質問No.102及び103の回答をご参照ください。
110	目的外使用	既存喫茶室の床面清掃やグリストラップ清掃、光熱水費等、喫茶営業に係る費用や環境保全のための費用は、指定管理者から喫茶事業者へ利用料金とは別に個別請求してもよろしいですか。	喫茶室運営に伴う光熱水費や維持管理費等の負担方法については、指定管理者と喫茶運営事業者との契約において定めてください。利用料金とは別に負担を求めることも可能です。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
111	目的外使用	喫茶室について、休館前の事業者との契約締結及び営業再開は、指定管理者の義務となるのでしょうか。当該事業者との契約期間、更新・契約解除条件、未払い・営業休止時のリスク負担、内装・厨房設備・什器の所有及び修繕負担をご教示ください。また、収支計画書に示された喫茶室利用料金年額72万円及び光熱水費年額50万円は、実際の営業日数や使用量にかかわらず固定額として指定管理者が収受できるのでしょうか。	休館前の喫茶運営事業者は営業再開を希望されていますが、指定管理者に当該事業者との契約締結を義務付けるものではありません。契約内容等については、指定管理者と喫茶運営事業者との協議により決定するものとします。ただし、喫茶室の利用条件その他施設管理上必要な事項については、町と指定管理者が協議のうえ整理します。なお、収支計画書に記載している喫茶室利用料金720千円及び光熱水費500千円は、いずれも休館前の実績を参考として示しているものであり、応募に当たっては当該金額で積算してください。
112	目的外使用	自販機1台に関する目的外使用料の額をご教示ください。施設内1階の1台の説明がありましたが、指定管理者が管理対象にできる自販機は屋外も含め現状は何台か、ご教示ください。	自動販売機の設置に係る利用料金は指定管理者の収入となります。なお、指定管理料の積算に当たっては、施設利用料金収入と同様に収入として見込み、その収入を控除したうえで指定管理料提案額を算定してください。利用料金については所定の算出方法により決定しますが、現時点では未定です。参考として、町が直接公募した際の最低使用料は、1台当たり年間1万円から2万円程度です。詳細な利用料金、設置場所及び設置台数については、指定管理者決定後に町と協議のうえ決定します。なお、休館前は所定の場所（館内1階）に3台設置していました。
113	目的外使用	指定管理者が利便性の向上を目的に、自販機を設置する（使用料を払って）許可を得ることは可能ですか。可能な場合、その費用について開示頂くとともに、現在の自販機台数と設置主体について開示ください。	利用者サービス向上を目的とした自動販売機の設置は可能です。詳細については質問No.112の回答をご参照ください。
114	目的外使用	館内に自動販売機の設置は可能でしょうか。その場合の設置可能台数を教示願います。	質問No.112の回答をご参照ください。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
115	地区公民館	優先使用する「公民館活動団体等」の、令和5～7年度における、地区公民館での各室別利用状況（利用日数・利用率、利用区分数・区分稼働率）をご教示ください。	公民館活動団体等による利用状況については、参考情報として令和7年度実績を示します。令和6年度以前の実績が必要な場合は、指定管理者決定後に、会館の管理運営に必要な情報として提供します。なお、現状として、開館日のうち日曜日及び夜間の利用はほとんどありません。 開館日数：291日 ■会議室 利用日数：240日 利用件数：午前120件、午後120件、夜間0件 ■和室 利用日数：144日 利用件数：午前90件、午後54件、夜間0件 ※利用件数は利用区分ごとの件数です。 ※公民館主催講座については質問No.116の回答をご参照ください。
116	地区公民館	公民館主催講座に関して、令和5～7年度における地区公民館での各室別利用状況をご教示ください。	公民館主催講座による利用状況については、参考情報として令和7年度実績を示します。令和6年度以前の実績が必要な場合は、指定管理者決定後に、会館の管理運営に必要な情報として提供します。なお、現状として、開館日のうち日曜日及び夜間の利用はほとんどありません。 開館日数：291日 ■会議室 利用日数：16日 利用件数：午前4件、午後12件、夜間0件 ■和室 利用日数：23日 利用件数：午前12件、午後11件、夜間0件 ※利用件数は利用区分ごとの件数です。 ※公民館活動団体等については質問No.115の回答をご参照ください。
117	地区公民館	地区公民館における想定の利用件数・日数・料金収入額をご教示ください。また、当該の利用料収入は指定管理者の収入になるという認識でよろしいでしょうか。	地区公民館は文化会館内へ移転するため、継続利用者及び新規利用者の増減が見込まれますが、現時点では未定です。過去の利用実績を基に見込んだ件数等は以下のとおりです。なお、利用料金は指定管理者の収入となります。 利用件数：約500件（利用区分ごとの件数） 利用日数：約240日 料金収入額：約36万円／年
118	地区公民館	会議室および和室は公民館使用が優先されるとのことですが、優先内容とその量をお示しください。例）予約開始時期が早い等、年間●●日程度の優先予約	公民館活動団体が年間約240日、公民館主催講座が年間約40日の優先予約を見込んでいます。なお、実際の利用日数は年度ごとに変動する場合があります。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
119	地区公民館	午後5時以降の閉館について、その実績について開示ください。複数年分の夜間閉館実績について開示ください。	令和5年度から令和7年度までの公民館における夜間使用実績は0日であり、全開館日において夜間は閉館していました。
120	地区公民館	文化会館においては「午前」、「午後」、「夜間」、の各区分に加え「午前～午後」、「午後～夜間」、「終日」の5つの使用区分が設定されていますが、公民館には設定されていません。確認ですが、公民館においては各区分の間（各1時間）の利用は不可との考えで良いのでしょうか。	区分を連続して利用される場合は、各区分の間の1時間を含めて利用いただけます。
121	地区公民館	「公民館活動団体等」の利用については、使用料金は減免もしくは免除でしょうか。ご教示ください。減免ならばその減免率をご教示ください。また、令和5～7年度の徴収金額、減免金額をご教示ください。	令和7年10月の条例改正（令和8年4月施行）により、公民館活動団体の使用による減免は廃止されました。改正以前の減免割合は5割で、令和7年度における徴収金額及び減免金額は、それぞれ195,600円です。令和6年度以前の実績が必要な場合は、指定管理者決定後に、会館の管理運営に必要な情報として提供します。なお、町主催事業及び公民館主催事業については、全額免除となります。
122	地区公民館	地区公民館の対象となる会議室及び和室について、現状の部屋ごとの料金単価、年間収入をご教示ください。地区公民館の利用料金も、指定管理者が収受できるのでしょうか。地区公民館の料金単価をご教示ください。	会議室及び和室の利用料金単価については、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例及び太子町立公民館の設置及び管理に関する条例に定めるとおりです。利用料金収入は指定管理者の収入となります。なお、想定年間収入については、質問No.117の回答をご参照ください。
123	地区公民館	利用料金収入の積算に必要な情報であるためお聞きます。会議室および和室は公民館使用が優先されとのことですが、このことは利用料金収入の減少につながると予想されますか。	会議室及び和室については、従来から文化会館内の他の貸室と比較して利用率が低い状況でした。公民館機能の併設により、公民館活動団体や公民館主催講座による利用が見込まれることから、利用率は上昇するものと考えています。そのため、公民館利用を優先することで利用料金収入が直ちに減少するものとは見込んでいません。

太子町立文化会館指定管理者募集に係る質問及び回答

No	分類	質問事項	回答
124	地区公民館	公民館の文化会館内への移転に伴い、事務所は指定管理者との共同使用になるのでしょうか。その場合、パーティション等による分離の有無、配置される公民館職員の数、勤務時間等について開示ください。	事務室の運用については現在整理中です。指定管理者決定後に協議します。
125	地区公民館	併設が予定される地区公民館の利用について、特に事務所内に公民館事務室機能が設置された場合、光熱費や消耗品費等の取り扱いはどうななお考えでしょうか。	公民館事務機能に係る光熱水費、消耗品費等の負担については現在整理中です。詳細は指定管理者決定後に協議します。
126	その他	ネーミングライツについて、現在の契約事業者様が契約継続を希望された場合、優先的または自動的に決定となるのでしょうか。選定プロセスについてご教示ください。	ネーミングライツに関する契約の取扱いについては、現時点で未定であり、回答は差し控えます。なお、ネーミングライツ事業は町が実施するものであり、ネーミングライツ収入は指定管理者の収入にはなりません。
127	その他	公民館との連携・コラボレーション事業を検討しております。公募期間中に担当者様と個別に事前の意見交換やご相談をさせていただくことは可能でしょうか。	公募の公平性確保のため、公募期間中の個別相談や個別協議には応じません。なお、公民館との連携・コラボレーション事業については提案いただくことは可能ですが、提案内容の評価については、募集要項及び審査基準に基づき総合的に判断します。